

# 審査基準

## I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。

## II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「Tokyo Tech OPen innovation 業務委託」企画競争にかかる審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

## III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

### ① イベントの企画提案力

- 集客につながる仕掛けは適切な手段が提案されているか。
- ピッチイベントの実施方法として適切な手段及び効果的な提案がされているか。
- 過去のリアルイベントの開催実績から本イベントを実施するにあたり十分な企画提案力を有しているか。
- その他、業者から特筆すべき提案があった場合（加点要素）

### ② 実施体制の妥当性

- 開催までの体制として、適切な人員数が確保され、また指示命令系統が明確に示されているか。
- 当日の運営体制として、適切な人員数が確保され、また指示命令系統が明確に示されているか。
- その他、過去の開催実績から本イベントを実施するにあたり十分な実施能力を有しているか。

### ③ 広報戦略

- 業者から提案された広報戦略は、本イベントで想定するターゲット（※）を呼び込むために効果的なものであるか。

※ターゲットは下記の通りである。

- (1) エコシステム、共同研究に連携可能性のある企業の上級管理職、経営幹部等  
(決定権限を有するもの)
  - (2) ベンチャーキャピタルなど金融機関の投資家等
  - (3) 官庁の政策決定者、行政関係者等
- 業者は、本学が想定するターゲット（※）におけるネットワークを保有しているか。
  - その他、業者から特筆すべき提案があった場合（加点要素）

#### ④登壇者の提案

- 目標来場者数を達成するための、テーマに沿った集客力のある登壇者が提案されているか。また、その実現可能性を認識できるか。
- その他、業者から特筆すべき提案があった場合（加点要素）

#### ⑤会場レイアウトの提案

- エリアの配置、各エリア内ブース配置を含む会場の全体レイアウトについて、適切な方法が提案されているか。
- その他、業者から特筆すべき提案があった場合（加点要素）

#### ⑥ 見積もり額の妥当性

#### ⑦ 企業としてのワーク・ライフ・バランスへの取り組み

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

（ [http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html) ）

#### [評価基準]

##### 1 評価項目①～⑦に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている = 5点    優れている = 4点    普通 = 3点

やや劣っている = 2点    劣っている = 1点

以下の項目については評点を2倍し、105点満点として審査を行う。

### ① イベントの企画提案力

- ・ 集客につながる仕掛けは適切な手段が提案されているか。
- ・ 過去のリアルイベントの開催実績から本イベントを実施するにあたり十分な企画提案力を有しているか。

### ③ 広報戦略

- ・ 業者から提案された広報戦略は、本イベントで想定するターゲット（※）を呼び込むために効果的なものであるか。
  - ・ 業者は、本学が想定するターゲット（※）におけるネットワークを保有しているか。
  - ・ その他、業者から特筆すべき提案があった場合（加点要素）
- なお、本審査において、40点に満たない課題提案は採択案件とできない。

## 2 評価項目⑦に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
  - ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 3点
  - ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2. 5点
  - ・ 認定段階3＝3. 8点
  - ・ プラチナえるぼし認定＝5点
  - ・ 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 8点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
  - ・ くるみん（旧基準）認定＝1. 3点
  - ・ くるみん（新基準）認定＝2. 5点
  - ・ プラチナくるみん認定＝3. 8点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ ユースエール認定＝2. 5点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点